

## 第4回食・消費者委員会を開催しました！

2019年11月6日（金）、千葉県生協連会議室において、第4回食・消費者委員会を開催しました。

今回の委員会は、令和2年千葉県食品衛生監視指導計画のパブリックコメントのための事前学習として、日本生協連から安全政策推進室室長内堀伸健さんをお招きし、食品安全管理の変遷や仕組み、基本的な考え方等を説明していただきました。



### ◆食品安全

①食品安全管理の仕組みの概要（食品安全はどのように確保されているのか）

2003年食品安全基本法が制定され、リスクアナリシスの仕組みが日本でも導入された

②食品衛生法の改正（最近の大きな動きについて）

HACCPの導入、容器包装ポジティブリスト化など15年ぶりの抜本改正

③食品安全に関する今後の課題

HACCPの普及、新たな課題への対応（ゲノム編集、マイクロプラスチックなど）



### ◆食品表示

①食品表示制度の概要（食品表示法での主な変更点について）

アレルギー表示、原料原産地表示、遺伝子組換え表示

②食品表示に関する今後の課題

食品添加物表示や食品表示の全体像の見直し、消費者の認知度や意識の向上

始めに内堀さんは「国民の健康の保護と食品の安全性の確保を目的に、2003年に食品衛生法改正、食品安全基本法が公布されました。生協も改正を求めて運動し、結果として国は「リスクアナリシス（リスク分析）」の考え方を導入、リスク評価機関として「食品安全委員会」を設立しました。ハザード（危険性・有害性）を管理することで、リスクは下がります。食品安全委員会は、食品中のハザードを科学的に調査しリスクを評価しています」と説明されました。併せて、食品安全行政での国と自治体の関係や役割、特に都道府県や中核市が管轄する保健所の役割が重要なこと、千葉県食品等の安全と安心の確保に関する条例・基本計画や食品衛生監視指導計画は法律に沿って策定されていること等もお話いただきました。

後半には、食品衛生法の今回の改正ポイントである HACCP 制度や容器包装ポジティブリスト化について、食品表示法の主な変更点であるアレルギー表示、原料原産地表示、遺伝子組換え表示、また最近話題となっているゲノム編集食品等についても説明していただきました。

以上